

(様式)

農 政 第 530 号  
平成 28 年 12 月 28 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

財政援助団体監査結果についての措置状況（通知）

平成 28 年 1 月 29 日付けで通知のあった財政援助団体監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

団体及び 所管部課等名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
一般社団法人山形市農業振興公社 農林部農政課	(指摘事項) 次のとおり 1 支出予算を流用する場合には、理事長の専決処分事項の指定に基づき、理事長が決裁すべきであるが、常務理事が代決していた。 (山形市農業振興公社)	1 支出予算の流用については、定款第 35 条に定める予算の変更に該当するものではないことから、当該事項を理事長の専決処分事項の指定から削除するとともに、業務規程中の専代決規定を整備することにより、事務処理の適正化を図る。